

## 行政庁の届出の受理に関する指針上の用例

○中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 平成 25 年 11 月

### IV - 3 - 3 届出の受理に係る留意事項

(1)一般に、法第 52 条の 39、第 52 条の 52、第 53 条、施行規則第 34 条の 56、第 34 条の 61、第 35 条等法令に基づく 届出を受理した場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等について確認する必要がある。確認の結果、問題があると認められるときは、法第 52 条の 53 に基づく報告徴求や法第 52 条の 55 に基づく業務改善命令等の措置を適切に講じることとする。

○指定金融機関の指定及び監督に関する指針 平成 20 年 8 月

## 第六 届出の受理に関する事務

### 1. 届出の受理

指定金融機関から、法第 17 条第 2 項、法第 25 条第 1 項等法令に基づく 届出（参考・報告様式集 参考様式第 7 及び第 8）を受理した場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、危機対応業務の適正かつ確実な遂行に問題が生じることとならないか等について確認する必要があることに留意する。